

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の選定療養について

令和6年診療報酬改定において、10月から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の選定療養の制度が導入されます。

患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、長期収載品と後発医薬品(ジェネリック医薬品)の差額 4 分の 1 に相当する金額を選定療養費(自己負担)として患者さんにご負担いただく仕組みです。

※選定療養費には別途消費税も必要になります。

※選定療養費のお支払いは調剤薬局となります。

※国や地方単独の公費負担医療制度をご利用の場合も負担の対象となります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。